

職員一人ひとりの活躍支援

人材育成の取組み

教育

DXに関する取組みは、金融機関においても重要なテーマとなっており、その実現に向けて、デジタル人材の育成、デジタルに強い組織風土を醸成していく必要があります。こうした中、デジタル技術を理解し、銀行業務の効率化や新たな商品・サービスを開発できる人材を育成するため、プログラミング講座の受講推奨や、デジタルに関連する公的資格について資格取得奨

励金を設定することなどにより、職員一人ひとりの活躍に向けた支援を充実させています。

また、2020年度においては、管理職を対象に、「経営戦略」「リーダーシップ」「マーケティング」などに関する最新のセオリーなどの学習機会を提供することにより、高度なマネジメントを行うことのできる人材の育成にも注力しています。

新入社員研修

当行では、2017年度より、新入社員研修の期間を3ヶ月に拡大しています。2020年度の新入社員研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、分散型の集合研修と在宅研修を組み合わせるとともに、eラーニングも活用し、「社会人としての基礎」「対顧客業務を意識した基本的スキル」の習得を目的に実施しました。研修実施時には、基本的な挨拶練習なども感染防止に配慮し、ソーシャルディスタンスを確保したうえで行いました。

カリキュラムについては、業務に関連した内容だけでなく、「IT・デジタル」「ライフプランを考える」「森林整備の重要性」などの講義を実施するなど、短期的な事務知識習得と将来的に求められる知識習得とのバラ

ンスをはかりながら、広い視野を持って行動できる人材の育成に注力しました。



新入社員研修の様子

ダイバーシティの推進

女性活躍推進に向けた取組み

当行では、様々な分野において女性が活躍の場を広げています。営業分野では、お客さまのライフプランに合わせた資産形成・資産運用に関するアドバイスを行う「ファイナンシャル・アドバイザー」や、その中でも富裕

層のお客さまを担当し、深度あるコンサルティングを行う「ウェルスマネージャー」、業務改革の分野では、デジタル化や業務効率化施策の推進担当など、多岐にわたって女性が活躍しています。

ウェルスマネージャーとしてのやりがい



富裕層のお客さまと、長期にわたり信頼関係を築きながらコンサルティングさせていただく業務を担当しています。なかなかお客さまとお会いすることができず、もどかしい思いをすることもあります。その分、面談させていただき、潜在ニーズを引き出し、解決に導くことができた時の喜びは大きいです。一人のお客さまと長くお付き合いをさせていただくので、コンサルティングによる変化をお客さまとともに肌で感じることができます。お客さまのために活動できていると実感することができるため、やりがいにも繋がっています。

メリハリのある働き方ができる職場

私自身、家族と協力し合い、子育てをしながら仕事をしています。周りにも家庭を持つ方が多く、お互いに理解があるため、時間を有効活用しながらメリハリをつけて仕事をしています。仕事の面でも相談がしやすく、どのように活動をしているのか情報交換したり、アドバイスをいただいたりしながら、日々刺激をもらい、切磋琢磨しながらパワフルに、そしてポジティブに仕事に取り組んでいます。

今後の目標

今後も、ウェルスマネージャーとしての使命感を持って、今、お客さまのためにできることに力を注いでいくとともに、これまで培ってきたスキルを活かして活動を行う中で、ファイナンシャル・アドバイザーのお手本となる姿を示していきたいと思っています。これからは男性だけでなく女性が引っ張っていくという姿を見せたいと思っていますし、私自身も目標となるような存在を目指しています。

リテール営業部
PLAZAJUROKU岐阜支店
ウェルスマネージャー
木村 奈緒美 課長代理



また、営業店、本部から集まった女性によるサービス開発プロジェクトチーム「Jewelica(ジュエリア)」は、地域の課題を解決するため、これまでにない自由な発想で新商品・サービス開発に取り組んでいます。

こうした中、営業店の支店長を始め、SDGs推進室室長やリテール営業グループ課長など、女性の所属長は、それぞれのセクションでさらなる活躍を見せています。

制度の面においては、2021年1月に「看護休暇・介護休暇の時間単位取得制度」を導入し、始業または終業時間から連続する時間単位休暇のほか、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び業務に戻る「中抜け」での休暇取得も可能とな

りました。各種制度に加え、今般新たに整備した制度により、家庭事情に応じた、より柔軟な働き方ができる環境を整備し、育児・介護と仕事を両立しながら働く女性をサポートしています。

さらに、男性の育児参画を目的とした「配偶者出産休暇制度」の利用率は91.5%となっており、2017年4月の制度導入以降、利用率90%以上を維持しています。

今後も、男女ともに働きやすく、伸びやかに活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「配偶者出産休暇制度」利用率

男性の育児参画を目的

91.5%

ワークライフバランス推進に向けた取組み

当行は「十六銀行 健康宣言」を策定し、「からだの健康づくり」「こころの健康づくり」「働きやすい職場づくり」に取り組むことで、従業員とその家族の心身の健康保持・増進をはかっています。

「からだの健康づくり」においては、定期健康診断受診の徹底や健康保険組合と連携した健康増進活動に、「こころの健康づくり」においては、ストレスチェックの実施や相談窓口によるメンタルサポートなどに取り組んでいます。

加えて、「働きやすい職場づくり」においては、余暇の充実や家庭と仕事の両立をサポートするため、定時退

行日の増設や休暇制度の利用促進に取り組んでいます。

こうした取組みにより、2021年2月には、岐阜県が実施する「清流の国ぎふ健康経営優良企業（大規模企業部門）」に認定されたほか、2021年3月には、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に2年連続で認定されました。



環境問題への対応

当行は、2013年4月に定めた環境方針に基づき、本部各部、営業店において毎年環境目標を設定して環境活動に取り組むとともに、PDCAのマネジメントサイクルのシステム化をはかることで、環境保全への取組みを継続しています。また、2021年6月には、TCFD提言への賛同を表明し、TCFD提言に沿った態勢整備および情報開示に取り組んでいます。

役職員一人ひとりの環境意識の向上をはかる啓発・教育も含め、事業活動を通じて環境活動に誠実に取り組むことで、持続可能な地域社会の形成に貢献するとともに企業価値の創造につなげてまいります。

TCFD提言への取組み

近年、世界的に異常気象や大規模な自然災害による被害が甚大化する中、当行が地盤とする地域においても大きな被害に見舞われることが続いています。気候変動は世界共通の課題となっており、お客さまや当行にとっても事業環境や経営そのものに大きな影響を及ぼす要素となりつつあります。こうした中、気候変動への対応を強化するとともに、ステークホルダーの皆さまに有用な情報を提供することを目的として、TCFD提言への賛同を表明し、TCFD提言に沿った態勢整備および情報開示に取り組んでいます。

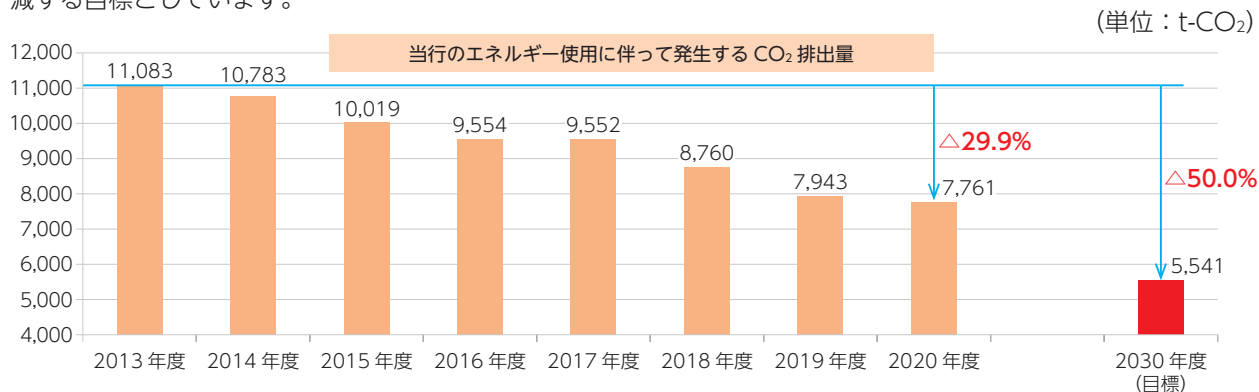


(※)TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
2015年12月に金融安定理事会（FSB）が設立した金融システムの安定化をはかるための国際的な支援組織。低炭素社会への円滑な移行のために、気候関連リスク・機会の評価と財務への影響の開示を行うよう提言している。

ガバナンス	気候変動に関する対応方針や重要事項について、経営会議等にて議論を行い、その結果を経営戦略やリスク管理へ反映していきます。 経営会議は、その対応状況について定期的に確認していきます。
戦略	気候変動への対応を重要な経営課題として位置づけ、リスクおよび機会の両面から取組みを進めていきます。 ◆リスク 気候関連リスクとして、物理的リスクと移行リスクを認識し、今後、リスクの影響を把握・分析する手法等を検討していきます。 ◆機会 気候変動に関するファイナンスやソリューション等の市場規模拡大によるビジネス機会の増加が期待されます。
リスク管理	「持続可能な社会の形成に向けた投融資方針」を制定しています。 気候関連リスクを重大なリスクと認識し、統合的リスク管理の枠組みにおいて管理する態勢の構築に努めていきます。
指標と目標	2030年度のCO ₂ 排出量を2013年度比50%削減します。 2050年度までにカーボンニュートラルを目指します。

温室効果ガス排出量削減に向けた取組み

当行は2050年度までにカーボンニュートラルを目指しており、2030年度のCO₂排出量を2013年度比50%削減する目標としています。



持続可能な社会の形成に向けた投融資方針

十六銀行グループの環境・社会的課題の解決に向けた取組姿勢を明確にするため、「持続可能な社会の形成に向けた投融資方針」を制定しています。

基本方針

十六銀行グループは、環境・社会的課題解決に向けた取組みを、投融資を通じて積極的に支援することにより、お客さまの中長期的な企業価値向上や持続的成長に寄与するよう努めます。

一方、環境・社会に対する重大なリスクまたは負の影響を与える可能性のある投融資については、慎重に判断することで、その影響を低減・回避するよう努めます。

特定セクターに対する方針

セクター	方針
石炭火力発電	石炭火力発電所の新設および既存発電設備の拡張を資金使途とする投融資等はいりません。ただし、災害時対応や日本政府のエネルギー施策に沿った案件等を例外的に検討する場合は、慎重に対応します。
兵器	クラスター弾、対人地雷、生物・化学兵器の非人道性を踏まえ、資金使途にかかわらず、こうした兵器を製造する企業に対する投融資等はいりません。
森林伐採	違法な伐採や焼却が行われている事業に対して投融資等を行いません。また、森林伐採を伴う資金使途に対する投融資等については、地域経済や環境への影響を考慮したうえで慎重に対応します。

ESG債への投資

ESG債への投資を通じて持続可能な社会への取組みを支援

再生可能エネルギー事業や社会のインフラ整備など、持続可能な社会への貢献が期待されるプロジェクトに限定する社債投資を積極的に実施しています。

今後も、持続可能な社会の実現に向けた取組みを継続してまいります。

直近のESG債投資の実績

投資年度	件数	合計金額
2018年度	2件	9億円
2019年度	3件	19億円
2020年度	19件	213億円

環境方針

当行は、2013年4月に定めた「環境方針」に基づき、本部各部、営業店において毎年環境目標を設定して環境活動に取り組み、PDCAのマネジメントサイクルのシステム化をはかることで、環境保全への取組みを継続しています。

「十六銀行グループSDGs宣言」においても、重点課題として「環境問題と地球温暖化への対応」を掲げています。

環境方針

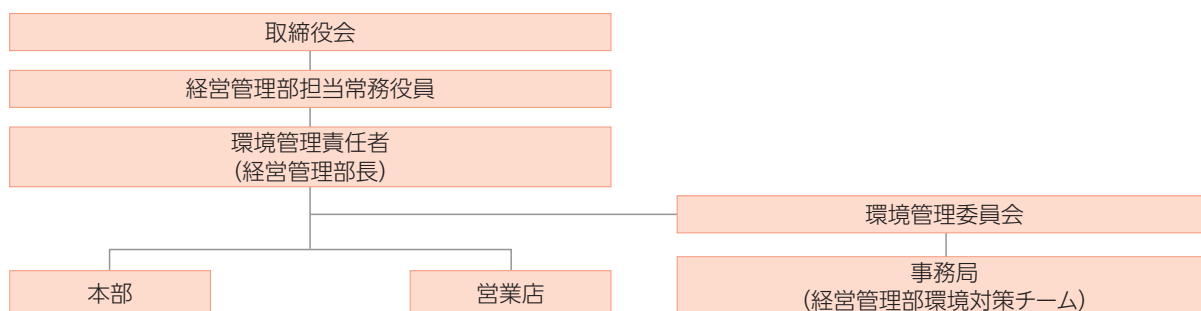
基本理念

十六銀行グループは、環境保全への取組みを社会全体で果たすべき責務であると認識し、地域社会に奉仕する良き企業市民の責任として、事業活動を通じて環境問題に誠実に取り組むことで、持続可能な社会の形成に貢献するとともに企業価値の創造につなげます。

行動指針

- 1 環境関連の法律、規則、協定等を遵守します。
- 2 環境保全への取組みは経営課題のひとつであると認識し、活動の情報開示に努めます。
- 3 自らの企業活動による環境への影響を正しく捉え、省エネルギー・省資源等の環境負荷の軽減に努めます。
- 4 環境に配慮した金融商品・サービスの開発・提供を通じ、お客さまの環境保全の取組みを支援します。
- 5 長期的な視野に立ち、幅広く社会と連携・協力し社会貢献活動を推進します。
- 6 役職員一人ひとりの環境意識の向上をはかるため、啓発・教育を行います。

じゅうろく環境マネジメントシステム組織図



地域のボランティア活動

当行は、地域への感謝を込めて様々なボランティア活動を行っています。

岐阜県ならびに愛知県内の様々な地域で開催される清掃活動などに積極的に参加し、地域住民の皆さまと協力して心豊かな住みやすい地域社会づくりに取り組んでいるほか、各営業部店が主体となって清掃活動を行うなど、地域の環境保全に努めています。

今後も地域の皆さまと深く関わりながら、環境保全活動に継続して取り組んでまいります。

清掃の様子



大垣北支店



春日井支店

岐阜大学との連携による環境保全活動

当行と岐阜大学は、2012年4月に提携した「環境保全における連携に関する覚書」に則って、環境保全活動に連携して取り組んでおり、その一環として「エコ活動啓発ポスター」を募集しています。10回目の実施となる2020年度も、岐阜大学教育学部附属小・中学校の児童・生徒から多数の応募があり、審査の結果、優秀賞3作品、特別賞4作品、十六銀行賞1作品を決定しました。12月の表彰式では、受賞した生徒一人ひとりに岐阜大学の森脇学長より表彰状が手渡されました。

今後も岐阜大学と連携して環境活動に取り組み、より一層、環境保全を広める活動を行ってまいります。

優秀賞作品

澤 可奈子さん



田中 梨陽さん



林 怜永さん



行政との協働による森林づくり「じゅうろくの森“みたけ”」森林整備活動

2017年9月、岐阜県および御嵩町との協働で森林づくりの活動に取り組むことで一致し、岐阜県および御嵩町と、「じゅうろくの森“みたけ”」森林づくりの協定を締結し、2017年11月より森林整備活動を開始しました。活動開始後、新入社員研修の一環として森林での活動や鳥の巣箱作りを実施することで、早くから企業の環境保全活動に対する関心を高めるとともに、現在では、行内有志を募り、定期的に森林整備活動を実施しています。活動の中では、下刈りや間伐、遊歩道整備の実施に加え、職員の家族にも参加いただき、しいたけの菌打ちや薪割りなど、普段の生活では触れることのできない体験をしていただいています。

『じゅうろくの森“みたけ”』の概要

協定先	岐阜県および御嵩町
協定名	企業との協働による森林づくり協定
場所	可児郡御嵩町中切地内他（御嵩町有林）
面積	6.71ヘクタール
森の名前	じゅうろくの森“みたけ”
協定期間	2017年9月27日～2023年3月31日
活動内容	森林整備（植栽、下刈り、除・間伐など） 遊歩道整備、環境学習（自然観察会など）等

森林づくりには大きく「植樹」と「間伐」の2種類があります。『じゅうろくの森“みたけ”』では、「間伐」により森林の密度を調節し、林内に陽光が差し込むことで残った樹木の成長や根の発達を促進され風雪害に強い森林をつくること、ならびに多様な動植物の生息・育成が可能となる森林づくりを行っています。



左から 1 間伐の様子 2 ししいたけの菌打ち体験 3 薪割り体験

社会貢献活動

エンゲージメントニュースの行内発信

当行では、各営業店が新型コロナウイルス感染症により影響を受けている地域の皆さまに寄り添い、「いま、私たちができることはないか」と考えながら、様々な活動を行っています。

お客さまに喜んでいただけた取組みは、「この輪を広げていきたい」という思いから、「エンゲージメントニュース」として行内で発信、2020年度は延べ約790件の取組みを共有しています。今後も、多くの活動を全職員で共有することで、地域の皆さまを笑顔にできる取組みを実践してまいります。

高富支店

市内各地で災害が発生していることから、当地域がどのような地域で、どこに避難すれば安全かをお客さまに知っていただく、ハザードマップの提示をすることを考えました。

山形市役所よりハザードマップをいただき、目印付きやすいポスターを作成し、店舗に提示するとともに、いつでも手に取ってお持ち帰りいただけるよう設置しました。提示してあるハザードマップに関心を持たれ、持ち帰る利用してご覧になるお客さまがいらっしゃいます。災害はいつ起こるか分からないからこそ事前の備えが必要であり、そんな不安を少しでも安心に受けられる取組みが実現しました。市役所からも「素晴らしい取組は、またお返しさせていただきます」との声をいただいております。

災害への備えは必要ですが、ハザードマップを提示する機会も多くありません。安心・安全を考えた地域の情報提供に努めています。

西濃ブロック

岐阜県から岐阜県産品のオープン（西濃地域の地産地消促進）に繋げる機会の創出と、西濃ブロックとして積極的にPR活動していくことで西濃地域の発展と当店のプレゼンスアップを図ろうと計画しています。コロナの影響によりオープンが延期となりましたが、開業後の最初の開業日の10月21日（水）にオープンすることが決まりました。

今回、第2弾として店内に販路を置き、オープンに向けてPR活動を盛り上げています。近々、第3弾として玉手金庫を販売しておりますので、職員の手帳もオープン日まで楽しみにしてください。お客さまからの注目度も高まり、今まで以上に賑わわれる機会も増え、目標も増えています。積極的にPR活動に取り組んでいることで職員の地域貢献活動に対する意識も高まっています。

ブロック全体で地域のPR活動を行うことが、店舗の活性化に繋がるとともに、地域の発展に貢献することにつながります。

多治見支店

従業員組合による「地元応援につながるレクチャーイベント」に出席し、当店の先月の「西濃産品」の「自慢のあんこ、ドライフルーツ」を手作りコースターキット「ミニテーブルキット」の素材が採用されました。「長江産品」は主に外資で使われるモザイクタイルの産地で、コロナ禍で売上が落ち、外資担当がエンドユーザー向け販路の確保を社員に持ちかけ実現したのが本企画でした。従業員組合で希望者を募集したところ、予想を上回る応募があり、ミニテーブルに際しては抽選となったほどです。「西濃産品」様もこの結果に大変喜ばれ、「おうち時間を楽しく過ごす需要は大きいです。商品開発にますます注力します」とお喜びの声をいただきました。Bnakマーケティング社によるECサイト「エンニチ」への出品も決定しました。

12月「エンニチ」にて当店の商品がアップされますので、是非ご覧ください。

コロナ禍において、従業員組合の情熱を注ぎ、お客さまの新しいビジネスチャンスを開拓した素晴らしい取組であります。

エンゲージメントニュース (VOL.200)

店舗・本部・グループ全体のエンゲージメント向上につながる、様々な取組を紹介しています。

お客さまに寄り添い続ける ～エンゲージメントを深める～

中津川支店

当店で開業後、新築オープンした「The RYOKAN O」(同Ryokan)様。観光業や宿泊施設が新型コロナウイルスの影響を受けている中、開業後間もない当店のHPを保有しておらず、今後の販路方法について悩まれていました。

当店はかねてより女性活躍の場を創出したいという考えを持っており、「HPの作成ができる女性を採り上げてはどうか」と「ガラスの靴プロジェクト」を紹介、募集を開始しました。募集要項もなく「HPの制作が出来る女性や得意な女性」という女性にニーズを合わせた人材(女性)とのマッチングに成功。当店のHP作成に貢献。女性らしく温かみのあるHPに仕上がりました。「十六さん」として来店に貢献した。と大満足に仕上がりました。

また、中津川支店では当店の販路を「モノモリ」アプリなど、販路拡大の機会に恵まれており、のびのびと、継続的な販路の確保に取り組んでいます。<HPアドレス: the-ryokan-o.com>

お客さまを思いやる心で支え、大きな成長につながっています。今後の取組もますます進みます。

2020年4月21日より取組んでいます。

当店の「エンゲージメントニュース」は、毎月Vol.200を達成しました。

当行はコロナの影響で、十六銀行グループの店舗と人々が、真剣に考え、意見を交わすことで、迅速に行動し、復旧に貢献し続けています。

復旧に貢献した事例は、7.5万件以上にのぼります。今後も職員全員で共働き、ともにエンゲージメントを高め、成長を続けていきたいと思います。

地域応援車両・緊急災害対策車両の導入

近年、日本各地で自然災害が相次いで発生していることから、災害発生時に可能な限り金融サービスを提供できるよう、2020年7月、「地域応援車両（愛称：16ENGAGEMENT BUS）」1台と「緊急災害対策車両（愛称：16CHARGE 1号/2号）」2台を導入しました。

地域応援車両は、トヨタのコースターを初めて災害用に架装した車両で、「メイド・イン岐阜のコースターを活用して地域の皆さまのお役に立ちたい」という岐阜車体工業株式会社の元会長であった故・星野鉄夫さまとの「エンゲージメント」を実現したものです。

各車両の愛称は特許庁に商標登録を出願し、2020年11月に商標の登録が認められました。

導入直後より豪雨災害が発生した地域へ出動したほか、防災訓練などのイベントに参加するなど、地域の社会インフラとしての責務を果たせるよう努めています。



16ENGAGEMENT BUS
(地域応援車両)



16CHARGE 1号/2号
(緊急災害対策車両)



卓球部の活躍

～地域の皆さまに愛されるチーム作りを目指して～

当行卓球部は1980年創部以来、皆さまの温かいご支援のもと地道な努力を重ね、日本卓球リーグ実業団連盟に加盟し、女子1部チームとして活躍しています。

2020年12月に開催された「日本卓球リーグプレーオフ 2020 JTTLファイナル4」において総合優勝を果たし、2年連続3回目の内閣総理大臣杯を獲得するなど、好成績を収めました。

また、競技活動と併せて、地域主催の卓球教室などに積極的に参加し、卓球競技の普及・レベル向上にも努めています。



スポーツ振興による地域活性化への取り組み

当行は、スポーツを通じた地域活性化に積極的に取り組んでいます。

2020年10月には、サッカーJ3「FC岐阜」のホームゲームにおいて「十六銀行サンクスマッチ」を開催したほか、岐阜県初のプロバスケットボールチーム「岐阜スーパース」のトップスポンサーとして、2021年3月に「岐阜スーパース十六銀行冠試合」を開催するなど、地元プロスポーツチームを様々なイベントを通じて応援しています。

2021年1月に岐阜県恵那市の岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場にて開催された「ぎふクリスタル国体2021」に対し、協賛金を贈呈し運営に協力しました。



ぎふクリスタル国体2021



公益財団法人十六地域振興財団による地域貢献活動

当財団は、地域の皆さまが取り組まれている地域活性化活動への資金助成を事業としてスタートし、奨学金事業や芸術・文化の支援活動も実施しています。

〈奨学金事業〉

2008年度から開始した奨学金事業では、200名近い学生に奨学金の給付を実施し、多くの方々の夢の実現に貢献しています。

新型コロナウイルス感染症への対応などで多忙を極める、岐阜県総合医療センター麻酔科で活躍している水口景太さんもその一人です。

私は、私立大学医学部に合格したとき、資金面を中心にいろいろと不安がありましたが、貴財団の奨学金やいくつかの奨学金を得て、現在では医師として、様々な手術麻酔の経験を積むことで、更なる夢の実現に向けて頑張っています。



岐阜県総合医療センター
麻酔科 水口景太さん

〈クララザールじゅうろく音楽堂〉

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、本格的な音楽ホールにて演奏や練習ができない演奏家を目指す地元の中・高・大学生に「クララザールじゅうろく音楽堂」を練習の場として提供しました。また、練習風景を動画撮影し、ホームページにて配信しました。

将来演奏家を目指す若い方々には、ステージイベントが中止になるなど、大変厳しい状況が続いています。当財団では、「クララザールじゅうろく音楽堂」を活用して良質なコンサート空間を提供するとともに、将来の音楽家の育成にも努めてまいります。



取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名（2021年6月18日現在）で構成され、原則月1回以上開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項について協議決定するほか、会社法第363条第2項に基づき、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告し、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外者を過半とする経営諮問会議を設置しております。

当行は執行役員制度を採用し、取締役会が選任する執行役員が責任をもって担当部門の業務執行に当たる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。日常業務運営における重要事項については、取締役会長兼頭取、取締役副頭取および取締役常務執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速かつ果敢な意思決定を可能とする体制としております。また、業務監査会を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を補強することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化をはかっております。

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役（4名のうち2名は常勤監査役、2021年6月18日現在）で構成され、監査役会を原則毎月1回開催しておりますほか、監査役の業務を補助するため、監査役室を設けており、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保をはかっております。

当行は、業務監査部において内部監査を実施すると

ともに、年1回以上、内部管理態勢の整備・運用状況に関する外部からの意見を求めており、その客観的な評価をもとに、内部管理態勢の充実に努めております。また、コンプライアンス態勢をより強化するため、「内部通報制度」を設けており、社外の弁護士を通報先とするなど、本制度の実効性確保に努めております。

リスク管理体制につきましては、頭取を議長とする「統合リスク管理会議」（原則3か月に1回開催）、「コンプライアンス会議」（原則毎月1回開催）、「マネロン対策会議」（原則毎月1回開催）、リスク管理部担当常務役員を議長とする「オペレーショナル・リスク管理会議」（半期に1回以上開催）を設置のうえ、業務運営状況の適切性をレビューするとともに、不測の事態が発生することのないようリスク管理に努めております。

加えて、6名の弁護士と顧問契約を結び、法律に関する相談のほか、必要に応じ各種のリーガルチェックを受けております。

また、サイバー攻撃、自然災害の激甚化および新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の流行・収束の長期化に起因するリスクについては、それぞれにリスク事案を想定した業務継続計画を策定し、初動対応訓練を適宜実施するなど事業継続に向けた体制整備に努めております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼し（2021年6月末現在）、適切な情報開示に基づく正確な監査を受けております。

今後につきましても、一層コーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。

内部統制システム構築に関する基本方針

当行では、以下に記載する基本方針に基づき、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。
- (2) 当行の取締役および執行役員は、これを履行および実践するため、「倫理規程」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。

- (3) 当行子会社は、各社の事業内容、規模等に応じて定める「基本方針」および「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め、実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。

また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。

3. 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理規程」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当行および当行子会社にかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
- (2) 当行は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、頭取を議長とする統合リスク管理会議およびマネロン対策会議ならびにリスク統括部署の担当取締役を議長とするオペレーショナル・リスク管理会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
- (3) 当行において管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。
 - ①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナル・リスク、⑤マネー・ローダリングおよびテロ資金供与リスク、⑥その他経営に重大な影響を与えるリスク
- (4) 当行子会社は、リスク管理会議を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。

4. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行の職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
- (2) これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
- (3) 当行において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成する経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。

- (4) 当行は、当行子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。

- (5) 当行は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、当行子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。

5. 当行および当行子会社の使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、頭取を議長とするコンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
- (2) 当行子会社は、コンプライアンス会議を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- (3) 当行および当行子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。

6. 当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、当行子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。当行役職員を当行子会社の役員に就任させるなど当行子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- (2) 当行と当行子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- (3) 当行子会社との取引等にあたっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
- (4) 内部通報制度を当行および当行子会社全体での制度とし、当行子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- (5) 当行を中核とする企業集団における財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。

7. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- (1) 当行は、当行子会社に役員を派遣し、当行子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- (2) 当行は、当行が定める「グループ会社管理規程」に基づき、当行子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。
- (3) 当行子会社の統括部署および主管部署は、当行子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに当行経営陣に報告するとともに、所要の対応を行う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。

9. 上記使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査役会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

10. 当行および当行子会社の役職員が当行の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

当行および当行子会社の役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告および情報提供に係る主なものは次のとおりとする。

- ① 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 当行子会社の活動状況
- ③ 当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ④ 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ⑤ 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
- ⑥ 重大な法令違反等
- ⑦ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧ 稟議書等ならびに主要な会議および委員会等の議事録の回付
- ⑨ その他監査役が必要と認めた事項

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および当行子会社は、前項の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役が職務の執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定例会合を持ち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。

リスク管理態勢

リスク管理態勢の充実に向けて

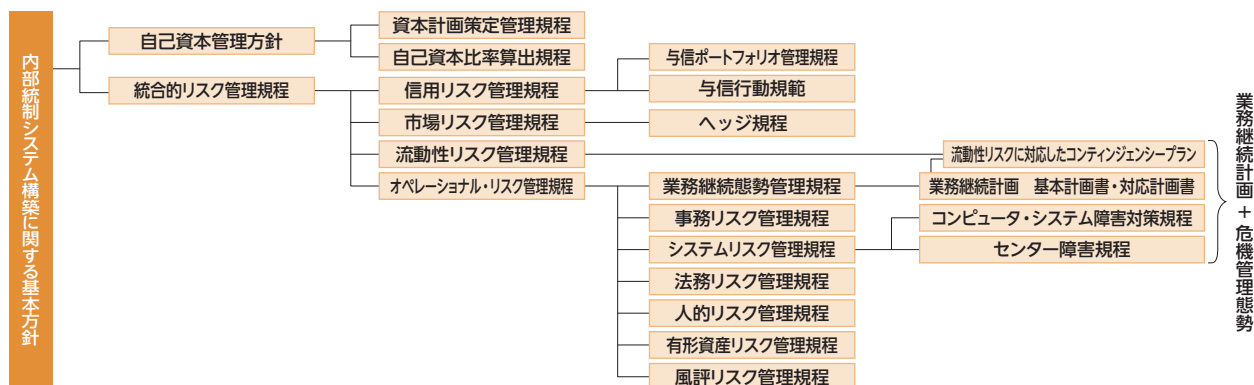
金融機関が抱えるリスクは複雑化・多様化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当行では、リスク管理を経営の健全性、安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、さまざまなリスクに的確かつ迅速に対応するため、「統合的リスク管理規程」を始め各種リスク管理に関する方針および規程を定めています。

また、リスクを統括管理するためリスク管理部を設置するとともに、「方針の策定（Plan）→内部規程・組織体制の整備

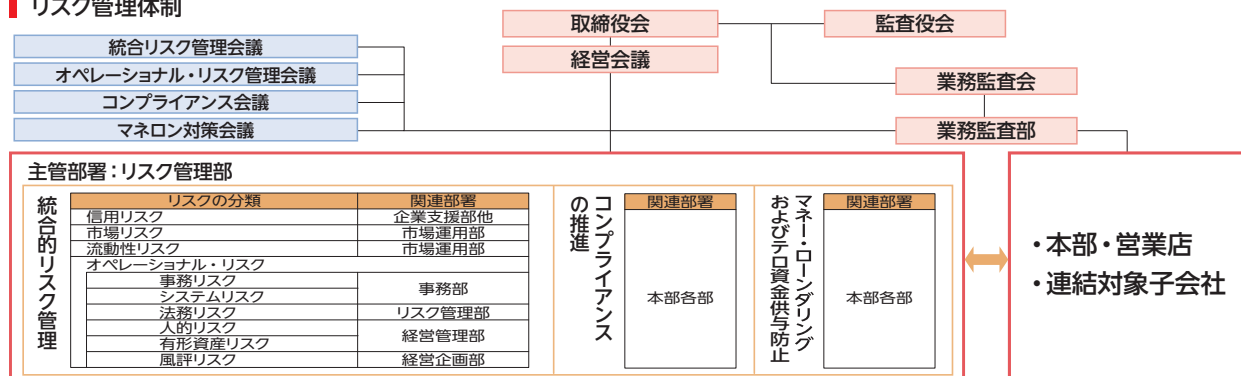
（Do）→態勢整備の結果の評価（Check）→改善活動の実施（Action）」というPDCAサイクルの実践を通してリスク管理態勢の充実に努めています。

さらに、被監査部門（本部、営業店、連結対象子会社）を対象にして、被監査部門から独立した業務監査部による定期的・計画的な内部監査を実施することで、リスク管理態勢が有効に機能していることを検証しています。

リスク管理態勢の方針および関連規程



リスク管理体制



1. 統合的リスク

当行では「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しています。

さまざまなリスクを個別に管理するだけでなく、さらに一歩進んで、統計的手法により計量化し、「コア資本から一般貸倒引当金を控除したもの」を配分可能資本と定め、配分可能資本の範囲にリスク量が収まるようにコントロールすることで、経営の健全性の確保を目指した統合リスク管理を実施しています。具体的には半期毎の業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR（バリュー・アット・リスク）等をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配分し、各業務部門はリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールに努めています。また、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスクについても自己資本対比で評価・管理を実施しています。

これら統合的リスクの状況は、定期的に開催される統合リスク管理会議・委員会において審議され、さらに取締役会等へ報告されることで、必要な施策を機動的に実施する体制としています。

* VaR（バリュー・アット・リスク）保有ポジションの将来一定期間の最大損失額を過去の実績から統計的手法を用いて算出したもの。信頼水準99%、データ観測期間1年、保有期間は取引種類に応じて10日～1年を使用。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の低下により、保有

している資産の回収可能性が低下し、損失を被るリスクをいいます。当行が保有する資産の信用リスクの変化に適切に対応し、経営の健全性維持および安定した収益を確保することを目的に「信用リスク管理規程」等の各種規程を定め、適切に管理しています。与信先の信用状態や債務履行の確実性を客観的に把握するため、「信用格付」を適時実施し、この結果を信用リスク管理に反映させています。具体的には、「信用格付」をもとに自己査定および貸倒引当金の計上や貸倒償却を行い、資産の健全性の確保に努めています。また、「信用格付」をもとに信用リスク量を定量化し、特定の与信先や特定の業種への与信集中をコントロールしつつ、信用コストに見合う収益の確保に努めることで、与信ポートフォリオの改善をはかっています。

貸出審査については、審査部門を営業推進と明確に分離して、業種別貸出審査体制のもと厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査にあたっては、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しています。

また、業況が悪化した与信先については、経営改善支援や事業再生支援を通して、信用リスク改善に向けた取組みを行っています。

3. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の市場変動により、当行が損失を被るリスクをいいます。当行はこれら市場リスクについて「市場リスク管理規程」を定め、その中

でリスクのモニタリング、コントロールおよび削減等に係る方針ならびに具体的な取決めについて規定しています。

預貸金の金利リスクや有価証券・デリバティブ等市場リスクについては、リスク管理部が統合管理し、ポジション、評価損益やBPV・VaR等のリスク指標を日次ないし月次で把握・測定しています。さらに資産・負債の総合管理の観点から、統合リスク管理委員会を毎月開催して、金利・株価・為替予測をもとに市場リスクを把握し、予見されるリスクへ対応できる体制としています。

市場関連部署においては、取引を実施する部署（フロント）と事務処理を実施する部署（バック）を分離しリスク管理担当者（ミドル）を配置することにより、相互牽制体制を明確にするとともに、半期毎にポジション額、損失限度額、リスク量を定め、厳格な運営管理を行っています。

* BPV（ベース・ポイント・バリュー）イールドカーブが0.01%変化した場合のポジションの評価損益変動額。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予想せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当行は、これら流動性リスクに対して「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行うことを第一義としています。また、不測の事態に備えては「流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しています。

5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当行はこれらオペレーショナル・リスクに対して、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リス

ク・風評リスクに分類のうえ管理を行っています。

これらの管理状況は定期的にオペレーショナル・リスク管理会議において審議され、さらに取締役会に報告されることで、必要な施策を実施する体制としています。

なお、オペレーショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような方針および手続によりリスク管理を行っています。

● 事務リスク

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失等を被るリスクをいいます。当行は、これら事務リスクに対して「事務リスク管理規程」を定めて、銀行業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客さまの信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めています。

● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。これには、サイバー攻撃によりコンピュータ・システムおよびコンピュータ・ネットワークの安全性が脅かされる「サイバーセキュリティリスク」を含みます。

当行は、これらシステムリスクに対して「システムリスク管理規程」「コンピュータ・システム障害対策規程」および「センター障害規程」を制定し、迅速な障害対応体制の確立に努めています。

また、近年特にその脅威が増大しつつあるサイバーセキュリティ事案に対しては、リスク管理部および事務部に事務局をおく行内対応体制「CSIRT」（シーサート: Computer Security Incident Response Team）を組織し、平常時の警戒と事案発生時の早期収拾にあたることとしています。

さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機の発生に備え、平時より危機管理態勢を構築するとともに「業務継続計画」を定め、危機発生時においても重要な業務の継続ができるよう態勢整備に努めています。

当行は、「リスクを統合的に管理することの重要性」を認識し、今後ともリスク管理態勢の高度化に注力していく方針です。

■ 業務継続計画

近年サイバー攻撃、自然災害の激甚化および新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行に起因するリスクについては、それぞれにリスク事案を想定した業務継続計画を策定し、初動対応訓練を適宜実施するなど事業継続に向けた体制整備に努めております。

「業務継続計画（BCP）」の体系	
業務継続態勢管理規程	当行の業務継続計画、業務継続態勢に関する基本規程
└ 基本計画書	業務継続の一般的な概念、当行方針等の基本事項を定めたもの
└ 危機対応計画書	各リスクに共通的な初動対応や基本的事項を定めたもの
└ 大規模地震対応計画書	地震を想定した計画書
└ 大規模地震対応計画書	(重要業務対応手順書)
└ 大規模地震対応計画書	(「南海トラフ地震」対応編)
└ 新型インフルエンザ等対応計画書	「新型インフルエンザ等」の感染拡大を想定した対応計画
└ 基幹システム・緊急時対応計画	基幹システムの障害発生時等の対応計画
└ サイバー攻撃対応計画	サイバー攻撃発生時の対応計画
└ 流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン	流動性リスク顕在化等に備えた対応計画

新型コロナウイルス感染症については、上記の「新型インフルエンザ等対応計画書」に基づき、早期に緊急時対策本部を設置し、感染拡大防止、ならびに、生活の維持や事業の継続に不可欠な重要業務の継続を両立させるため、以下の対応を実施しております。

〈主な業務継続・感染予防対策〉

- ・在宅勤務、時差出勤、分散業務の実施
- ・営業日・営業時間の一部変更、外訪活動の自粛
- ・店舗内の消毒の徹底、窓口シールドの設置、お客さま同士のソーシャルディスタンスの確保

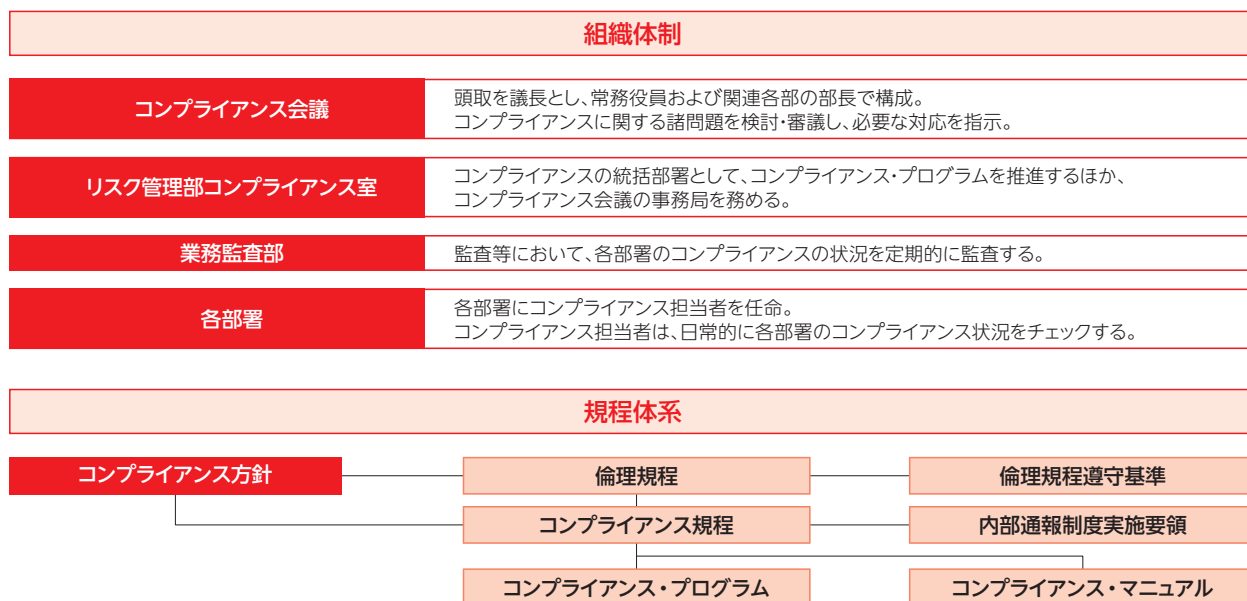
コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の充実に向けて

当行は信用を生命とする金融機関として、高い企業倫理の構築と遵法精神の徹底により、社会からゆるぎない信頼を得ていくことを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、法令等遵守に努めています。

コンプライアンス重視の企業風土の確立

第15次中期経営計画におきましても、「コンプライアンス体制の一層の高度化」を掲げて、さらなるコンプライアンス態勢強化に努めています。



更なるコンプライアンスの充実を目指して～知識・意識向上への取り組み

当行では、これまで構築してきたコンプライアンス体制の一層の高度化を目指し、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践しています。

具体的には、各部署において定期的にコンプライアンス勉強会を開催するほか、各種研修においてコンプライアンスに関するカリキュラムを実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上およびコンプライアンス重視の企業風土の定着に努めています。

また、職員相互の牽制機能の向上および情報の早期吸い上げによるコンプライアンス違反の自律的解決を目的として、外部の弁護士を通報・相談窓口に加えるなど内部通報体制の充実・整備をはかっています。

当行は、皆さまの信頼にお応えし、高い公共性を有する金融機関としての使命を全うするため、今後ともコンプライアンス態勢の一層の充実をはかってまいります。

顧客保護等管理態勢

当行は、2007年9月に顧客保護等管理に向けた体制の整備・確立のため「顧客保護等管理方針」を定めました。従来のコンプライアンスやリスク管理の一環として実践してきた内容を改めて方針とすることにより、お客さま本位の経営に対する取り組みの充実に努めています。同方針では、

- ① お客さまに対する商品・サービス等の適切な説明および情報提供
- ② お客さまからの要望・相談・問い合わせや苦情等への適切な対応
- ③ お客さまに関する情報の適切な管理
- ④ 外部委託業務の適切な管理
- ⑤ お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の適切な管理

により、お客さまの保護および利便の向上をはかることを目的としています。

情報セキュリティ・お客さまの情報管理

当行は、事業活動を遂行していくうえで、お客さま情報の安全管理が最重要課題のひとつであると認識しています。

お客さまの情報については、外部への漏洩や、紛失、改ざんおよび災害による消失等のさまざまなリスクを十分認識したうえ、こうした脅威から保護するため、「情報セキュリティ管理規程」を制定するとともに、「個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）」を対外的に宣言しています。

上記規程に基づき、本部に情報管理最高責任者、

各店舗にそれぞれ情報管理者を置き、所属従業員に対する取扱手順や安全対策の徹底をはかるなど、お客さまの情報の厳正な取扱いと管理の実践に努めています。さらに、お客さまの情報漏洩防止の最大の安全管理措置は従業員に対する教育であることから、研修計画に基づき情報管理の研修を実施しています。

当行は、お客さまの情報の保護・安全管理が「信用」の源泉であることを自覚し、今後とも万全な情報管理に努めます。

指定紛争解決機関

● 銀行に関するご相談・ご照会・ご意見・苦情の受付窓口

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日および銀行の休業日を除く）

当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会（連絡先：全国銀行協会相談室）

☎ 0570-017109 または ☎ 03-5252-3772
（通話料有料）

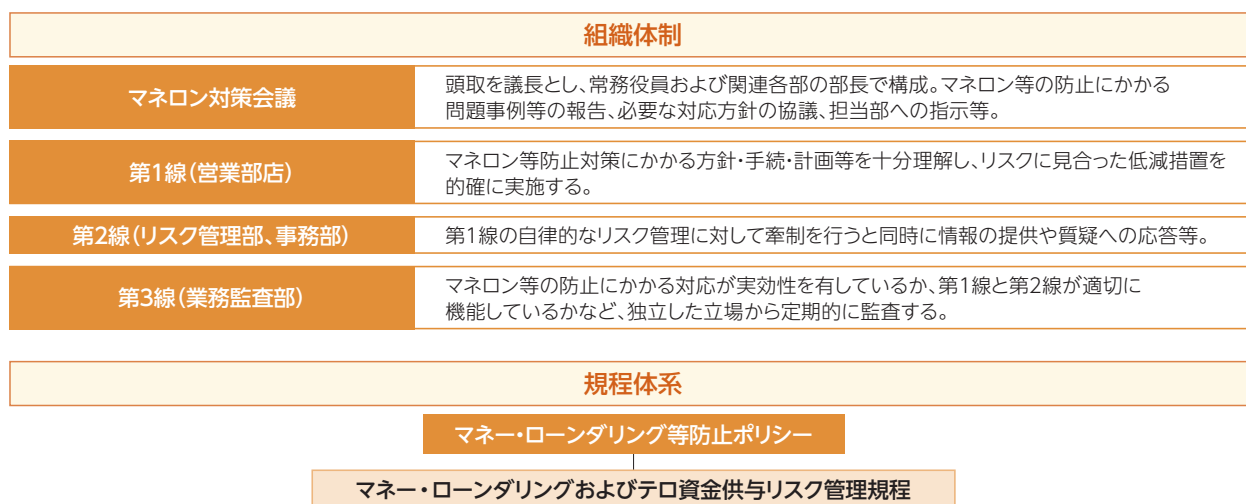
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢

■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢の高度化に向けて

国際的なテロの脅威の高まりや、犯罪者集団、テロリストによる資金移転の広域化および国際化等が見られるなか、金融機関等にはマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン等」という）の防止

が国際的にも強く要請されています。

当行はマネロン等の防止を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、実効性のあるリスク管理態勢を構築し、さらなる高度化をはかっています。



■ リスクベース・アプローチ

マネロン等対策におけるリスクベース・アプローチとはマネロン等リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するためにリスクに見合った対策を講ずることをいいます。当行では、リスクベース・アプローチにより策定したリスク低減策についてリスク評価書としてまとめ、各営業部店が実務を行ううえでの指針としています。

健全なお客さまに提供する当行の各種商品・サービスを犯罪者等によって悪用されるようなことは決してあってはなりません。当行は、マネロン等防止に向けたリスク管理態勢のさらなる高度化をはかり、その社会的責任を果たしてまいります。

ステークホルダーエンゲージメント

当行では、すべてのステークホルダーの皆さまとのエンゲージメントを大切に、その考え方を「～のために (for)」から「～とともに (with)」へと進化させてきました。

2020年4月からスタートした第15次中期経営計画では、4つの基本姿勢「言ってみよう」「聞いてみよう」「行動してみよう」「考えてみよう」を常日頃から心がけ、すべてのステークホルダーと積極的に意見を交わし、「エンゲージメントサイクル」をまわし続けることを行動基軸として取り組んでいます。

～とともに (with)



お客さまとのエンゲージメント

■ お客さま本位の業務運営に関する方針

2017年3月に金融庁より「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。当行では、本原則の趣旨・精神を理解し採択するとともに、その実現のために「お客さま本位の業務運営に関する方針」を制定し、公表※しました。

また、お客さま本位の業務運営を進展させるため、毎年、取組状況の検証を行い、その結果の公表も行っています。

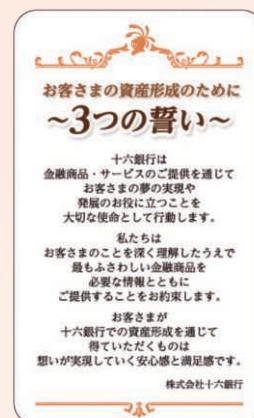
※当行ホームページ： <https://www.juroku.co.jp/unei.html>

■ お客さまの資産形成のために～3つの誓い～

さらに当行では、その方針を分かりやすくお客さまにお示しするため、「お客さまの資産形成のために～3つの誓い～」という指針も策定・公表※しています。

また、この「お客さまの資産形成のために～3つの誓い～」を携帯用カードとして全職員が携行し、お客さまの資産形成・資産運用のご相談を承る際は、常にこの思いを大切にして、各種金融商品をご提案しています。

※当行ホームページ： https://www.juroku.co.jp/three_oaths.html

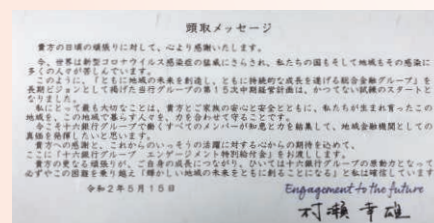


役職員とのエンゲージメント

■ 十六銀行グループエンゲージメント特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、最前線で勤務する全職員を対象に、日頃の感謝と今後の活躍への期待を込めて、頭取メッセージとともに、「十六銀行グループエンゲージメント特別給付金」を支給しました。

(給付金金額：総額3.6億円、行員10万円、短時間勤務者等5万円)

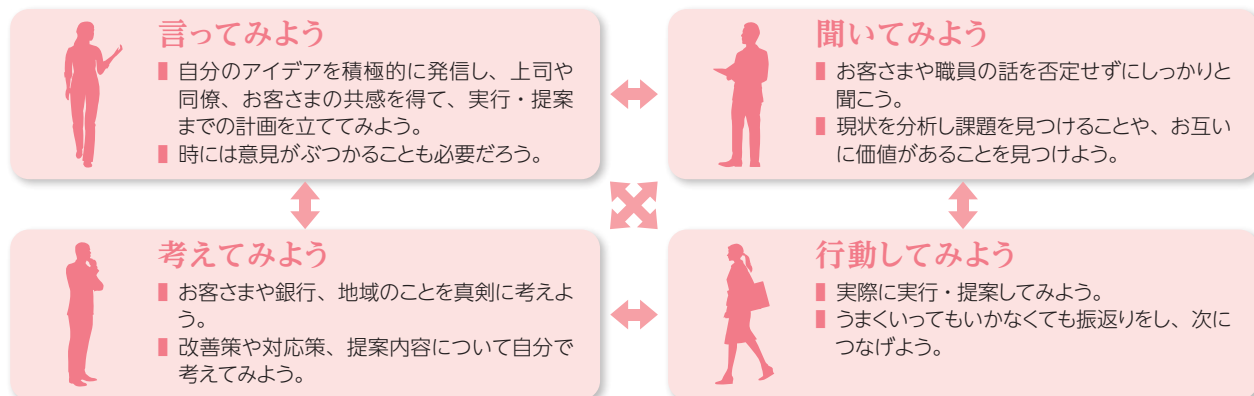


■ 頭取と職員との意見交換会

当行では、2014年4月より、定期的に頭取と若手行員などを中心とした職員との意見交換会を開催しています。この意見交換会は、2021年3月末までに、合計42回開催、延べ546名が参加しており、様々なテーマのもとで闊達な意見交換が行われています。

参加した職員においては、経営層の考えに触れることで、モチベーションの向上につながるほか、本部においては、出された意見を参考とした各種商品・サービスの開発や、施策の立案・改善につなげています。

エンゲージメントサイクル



地域社会とのエンゲージメント

休日店舗を活用したマルシェの開催

当行では、2018年から地域の皆さまとのコミュニケーションの一環として、休日営業している岐南支店の駐車場の一角において、お取引先さまが出店する「ぎなんマルシェ」を定期的に休日開催しています。

2020年6月には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられているお取引先さまの販売支援や地域の活性化を目的に、初めて平日に「ぎなんマルシェ」を開催したほか、2021年3月には羽島支店において「はしまマルシェ」を開催するなど、出店者の皆さま、地域の皆さまとのエンゲージメントをはかっています。



豪雨災害地域への支援

2020年7月に岐阜県を襲った豪雨災害により甚大な被害を受けた地域において、避難民や不眠不休で地域を支える消防団員などを支援するために、益田支店の備蓄品から「水・保存食」などの支援物資を提供しました。また、本部より緊急災害対策車両を派遣し、「電源の供給」や「パン・飲料水」などの追加支援物資を差し入れました。

さらに被災後は、近隣の支店より、下呂市内の各地で発生した土砂崩れにより家屋に流入した土砂撤去のボランティアに募集初日から参加するなど、地域の一員として支援に取り組みしました。



株主・投資家とのエンゲージメント

配当の状況

当行では、従来より、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としています。2021年3月期は、当初の計画より普通配当を10円増配するとともに、2021年10月に持株会社体制へと移行する予定にあることなどから、記念配当としてさらに10円を増配し、年間配当金を90円としました。

なお、2022年3月期は、中間期40円、期末40円の合計80円を計画しています。普通配当は、長い間、中間期35円、期末35円の合計70円としていましたが、ここ数年の業績および今期の業績予想を考慮し、10円増やすこととしています。

今後については、従来からの安定配当の方針に加え、経営環境や利益水準などを総合的に勘案したうえで、配当内容を決定してまいります。

直近10年間の推移

